

成長分野参入に必須となる 脱炭素電力の調達費用を補助します

チラシ有効期間 2026.4.1~2027.3.31

補助対象者 以下の①、②の両方に該当する方

- ①中小企業者で、市内事業所で使用する電力の一部又は全部について脱炭素電力を調達している方
- ②市税を滞納していない方

※電力料金に対する他の補助金の交付を受けている方は、他の補助金を控除した金額が補助対象経費となります。

補助対象事業

補助対象経費	令和8(2026)年1月分から同年12月分までの電気料金のうち、特別な料金負担により調達する脱炭素電力に係る従量料金 例：非化石証書購入料金、CO2フリー料金等 (注意) 対象経費は消費税および地方消費税を除きます。
補助率	補助対象経費の5分の4 ※1,000円未満切り捨て
補助限度額	300万円 ※補助額が限度額に達しない場合、同額を加算することができます。

申請方法

以下の書類を揃えて提出してください。
(交付申請書兼実績報告書は市ホームページよりダウンロードできます。)

- ① 自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金(脱炭素電力導入支援分) 交付申請書兼実績報告書
- ② 市内の事業所において脱炭素電力を導入していることを証する書類の写し(契約書等)
- ③ 補助対象経費の支払を証する書類の写し(請求書及び明細書並びに領収書等)
- ④ 市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類(登記簿謄本等)
- ⑤ 市税完納証明書
- ⑥ 振込先口座の金融機関名、店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し(インターネットバンキングの場合は口座情報が分かるWebページの写し)

申請期限

令和9(2027)年3月31日

提出先

〒945-8511
柏崎市日石町2番1号
柏崎市産業振興部ものづくり振興課

TEL : 0257-21-2326
MAIL: monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

(柏崎市HP)



様式ダウンロード